**平成２５年（フ）第７３０号**
神奈川県綾瀬市大上３丁目16番12号
債務者　窪　　静子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第７５０号**
神奈川県藤沢市湘南台４丁目12番地の１　藤沢円行共同住宅２―232
債務者　徳弘　容子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第７６３号**
神奈川県高座郡寒川町岡田８丁目13番15号
債務者　根本　智臣
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第７９０号**
横浜市瀬谷区橋戸３丁目12番地３　セレッソA
債務者　大谷　絵里
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第８６４号**
神奈川県大和市中央林間１丁目20番４号
債務者　築村　修次（旧姓犬丸）
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１８６号**
静岡県湖西市梅田942番地の２　アーバンハイツＢ―106
債務者　荒木　宣子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第１８６号**
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2429番地３パーク駅前ハイツＣ201、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2429番地３　パーク駅前ハイツＣ102
債務者　星野　正人
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第２１２号**
栃木県那須塩原市西三島７丁目290番地19、前住所栃木県那須塩原市関谷124番地２
債務者　江連由歌利
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第２２２号**
栃木県宇都宮市富士見が丘２丁目６番２号スカイハイツ101号室
債務者　石川　　努
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第２２４号**
栃木県宇都宮市今宮３丁目12番16号、前住所栃木県宇都宮市陽南４丁目１番６号　宮原市営住宅６号棟105号室
債務者　星野　弘揮
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第２２６号**
栃木県宇都宮市下小倉町765、住民票上の住所栃木県宇都宮市下小倉町4703番地５
債務者　星野　　聡
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第２２７号**
栃木県真岡市長田741番地、前住所栃木県真岡市長田2500番地12
債務者　瀧田　恵輔
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

**平成２５年（フ）第４３号**
岡山県津山市林田1909番地　県営住宅69号山下方
破産者　山下ひろみ（旧姓住吉）
1　主文　当裁判所が平成25年４月25日午後１時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「住吉ひろみ」とあるを「山下ひろみ（旧姓住吉）」と更正する。
2　決定年月日　平成25年５月21日
岡山地方裁判所津山支部

## 破産手続廃止

**平成２５年（フ）第７号**
愛知県豊川市小坂井町倉屋敷86番地１
破産者　永井　秀和
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産者から破産法218条１項１号による破産手続廃止の申立てがあったので、これを相当と認める。
名古屋地方裁判所豊橋支部

## 破産手続終結

**平成２４年（フ）第１８７２号**
札幌市手稲区新発寒５条２丁目11番14号
破産者　株式会社大東金属
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部